

発議第 5 号

農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 2 3 日提出

提出者	湯梨浜町議会議員	南	克憲
賛成者	湯梨浜町議会議員	松岡	昭博
〃	〃	小川	遊
〃	〃	河田	洋一
〃	〃	増井	久美
〃	〃	三谷	侑生

農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書

我が国の農業は物価・資材価格の上昇で農業経営は岐路に立たされている。また農業従事者の平均年齢は69.2歳（2024年）と引き上がっており、団塊世代のリタイアに伴い急速な高齢化、後継者不足の深刻化が進んでいる。また異常気象対策などに直面している。このままでは食を支える基盤が揺らぎ耕作放棄地の増加、農村集落の崩壊に歯止めが効かない状況となってきた。

また、消費者においても、物価上昇などによる暮らしの環境は厳しくなっており、食料品の急激な高騰は消費抑制と需要減退につながりかねなく、適正価格を維持できるよう所得補償制度の構築で、生産者と消費者双方の暮らしの両立を図ることが重要である。

については、生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とし、意欲ある全ての農業者が再生可能となる所得補償制度を速やかに法制化することが必要である。

また制度設計では多様な農業実態や、小規模・家族経営から大規模経営まで多様な担い手に反映される仕組みを構築し、食料安全保障を確立することが重要であり、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 実効性のある所得補償制度の速やかな法制化

農家・生産者が安定的に農業生産でき、かつ消費者へ安定的に供給できるよう、実効性のある主要農畜産物にかかる所得補償制度を新設するよう国に求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月23日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】

内閣総理大臣、農林水産大臣